

## 議案第66号

### 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成29年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
		県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金
		市町村負担金の額			市町村負担金の額

事業名	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
略		
19 地域ため池総合整備事業	工事費の100分の14に相当する額	
20 地域ため池総合整備事業（防災ため池及び地震対策ため池） （1）中山間地域 （2）（1）以外のもの	工事費の100分の11に相当する額 工事費の100分の16に相当する額	
21 略		
22 略		
23 略		
24 略		
25 県営農業水利施設保全合理化事業	工事費の100分の10に相当する額	
26 県営用排水施設	工事費の100分の25に相当する額	
略		
19 地域ため池総合整備事業	工事費の100分の14に相当する額	
20 略		
21 略		
22 略		
23 略		
24 略		
24 県営農業水利施設保全合理化事業	工事費の100分の10に相当する額	

設等整備事業 (大沢川地区)	に相当する額	<u>27</u> 略	<u>25</u> 略
備考 1～5 略		備考 1～5 略	